

第五次愛知県教育振興基本計画（仮称）検討会議設置要項

（目的）

第1条 教育基本法第17条第2項に基づく愛知県の教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）を検討するため、第五次愛知県教育振興基本計画（仮称）検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）基本計画の検討に関すること。
- （2）その他、検討会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（構成）

第3条 検討会議は、別表に掲げる委員により構成する。

- 2 検討会議には座長及び副座長を置く。座長及び副座長は委員の中から互選する。
- 3 座長は必要に応じて、専門的な事項について検討するためのWGを設置することができる。

（運営）

第4条 検討会議は教育委員会教育長が召集するものとする。

- 2 座長は、会議を総括し、会議の進行に当たる。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長が不在のとき又は座長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議の公開）

第5条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して検討する場合及び会議を公開することにより、会議の運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、検討会議で、一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

- 2 会議の傍聴について必要な事項は別途定める。

（設置期間）

第6条 検討会議の設置期間は令和7年5月1日から令和8年3月31日までとする。

（庶務）

第7条 検討会議の庶務は、教育委員会事務局教育部あいちの学び推進課において処理する。

（その他）

第8条 この要項に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和7年5月1日から施行する。